

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 13日

都道府県知事
(掛川市長) 久保田 崇 殿

提出者

住 所 〒437-1302 静岡県掛川市大淵1456

氏 名 山陽色素株式会社 東海工場
工場長 塩澤 明久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0537-48-3161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山陽色素株式会社 東海工場
事業場の所在地	静岡県掛川市大淵1456
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日までの1年間

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	有機化学工業製品製造業
② 事業の規模	22億円(製造品出荷額令和5年度実績)
③ 従業員数	102名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者：工場長 塩澤 明久
役 割：廃棄物処理及び削減方針の策定
廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物担当：設備・環境保安グループ
マネジャー・山下 恭典
環境保安班員2名
役 割：廃棄物処理計画の作成
産廃処理施設の運転・維持管理
委託処理業者との交渉・委託契約の締結
電子マニフェストの交付・管理
監督官庁への各種報告
講習会等情報の入手

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】 別紙2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 1. 作業ミス、不良品発生防止 2. 試験回数削減 3. 作業手順の徹底 4. 有価買取りの実施		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 引き続き有価物として引取る業者を探す 2. 試薬は残さないで使い切る		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・種類：引火性廃油、廃酸、廃石綿 ・作業別に容器（タンク、ドラム、一斗缶）を設置し分別している ・有価物用と分別している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油の分別回収

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 - 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 - 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 ー 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なう特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】 別紙2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙2のとおり		

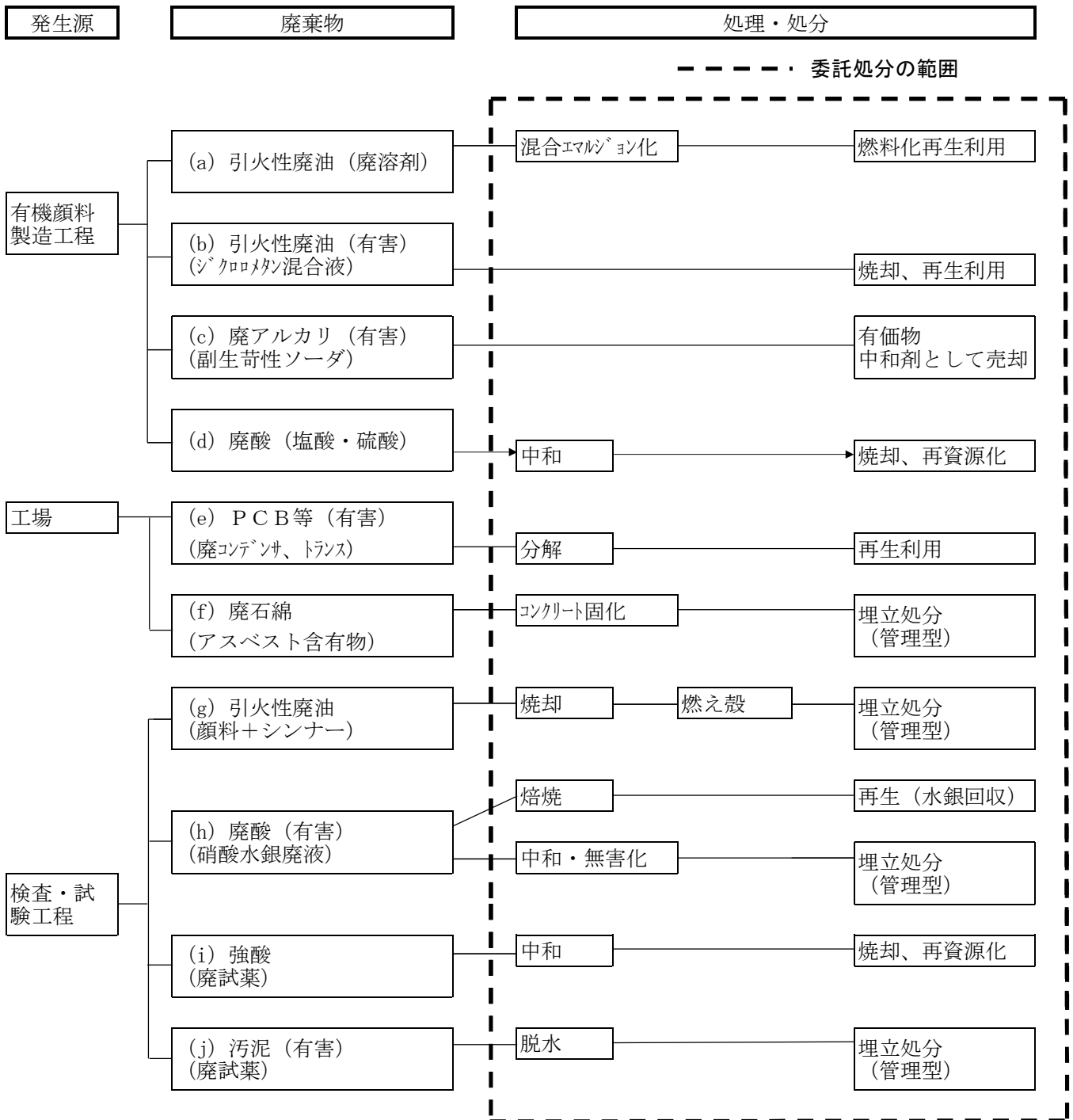
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	83.34	t
	(今後実施する予定の取組等) 別紙3のとおり		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1



別紙2

		【前年度（令和5年度）実績】（単位：t）				
産業廃棄物の種類		引火性廃油	引火性廃油 (有害)	廃酸・ アルカリ	廃酸 ・アルカリ (有害)	廃石綿 (有害)
①現状	排出量	73.32	0.00	7.22	0.00	2.80
	全処理委託量	73.32	0.00	7.22	0.00	2.80
	優良認定処理業者への 処理委託量	73.32	0.00	7.22	0.00	2.80
	再生利用業者への処 理委託量	72.87	0.00	0.00	0.00	0.00
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00
	(これまでに実施した取組)					
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地確認を行い、信用のおける処理業者へ委託 2. 再生利用ができ、かつ価格の安価な処理業者へ委託 3. 静岡県産業廃棄物協会へ入会している処理業者又は そこの紹介先へ委託 4. 有価物としての買取り先を探す 					

別紙3

【目標】（単位：t）					
産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油 (有害)	廃酸・ アルカリ	廃酸 ・アルカリ (有害)	廃石綿 (有害)
排出量	65.99	0.00	1.44	0.00	1.40
全処理委託量	65.99	0.00	1.44	0.00	1.40
優良認定処理業者への 処理委託量	65.99	0.00	1.44	0.00	1.40
再生利用業者への処 理委託量	65.99	0.00	1.44	0.00	1.40
認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.43	0.00	0.00	0.00	0.00
(今後実施する予定の取組) 1. 優良認定処理業者で、費用の安価な先を優先に委託 2. 認定熱回収処理業者で、費用の安価な先を優先に委託 3. 発生抑制 4. 有価物としての買取り先を継続して探す					

②計画